

厚岸町私有林整備事業



私有林整備事業とは

森林環境譲与税を財源として、私有林の整備に対する補助金を令和3年度に創設。

森林経営計画の対象とならない森林の整備や林野庁公共事業の申請締め切り後に実施する“冬工事”の実施に活用されています。

補助対象者

地域森林計画の対象となる森林所有者、森林組合など

補助対象事業

除伐、保育間伐、間伐、枝打ちといった森林の保育事業。

ただし林野庁公共事業補助金の交付を受ける事業は対象外

補助額

標準経費の68% 林野庁公共事業補助金と同率で補助を実施



林野庁公共事業

林野庁補助金 68%

森林所有者 32%

私有林整備事業

厚岸町補助金 68%

森林所有者 32%

	事業費	補助金額	事業内容
令和4年度	4,034,597円	2,743,530円	間伐3.28ha、枝打ち5.22ha、保育間伐5.22ha
令和5年度	3,238,258円	2,699,159円	保育間伐18.64ha